

令和 2 年 1 1 月 2 6 日開催

総務常任委員会資料【所管事務調査】

○住民自治・地域自治、地域協議会制度について

上越市における地域自治区の実施	・ ・ ・ ・	1～38
新しい自治体づくりへの挑戦－共生都市上越 合併の記録－抜粋	・ ・ ・ ・	参考 1
上越市地域協議会の一層の活性化に向けた検証結果報告書	・ ・ ・ ・	参考 2



上越市における 地域自治区の取組



新潟県上越市

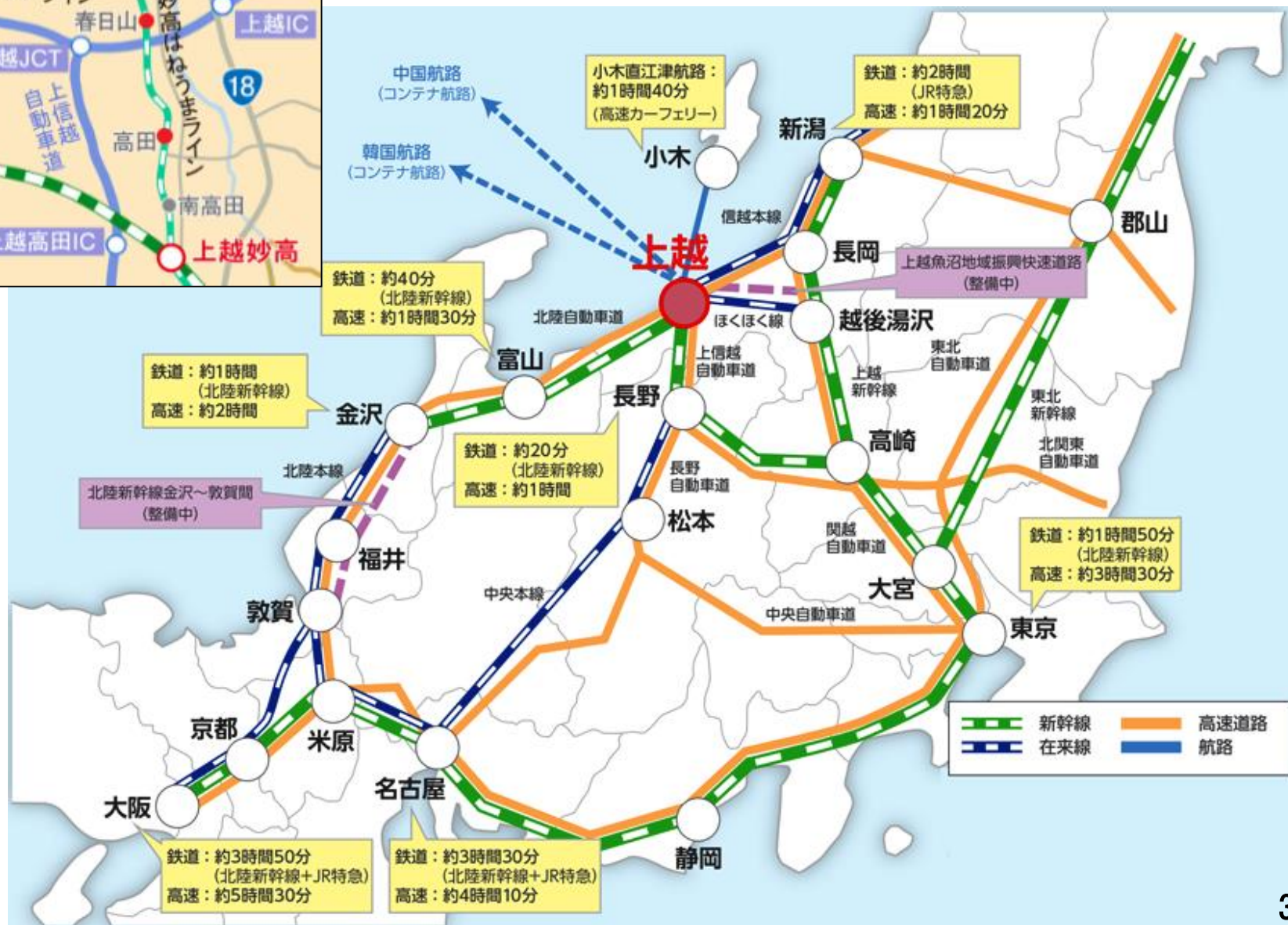
上越市の概要

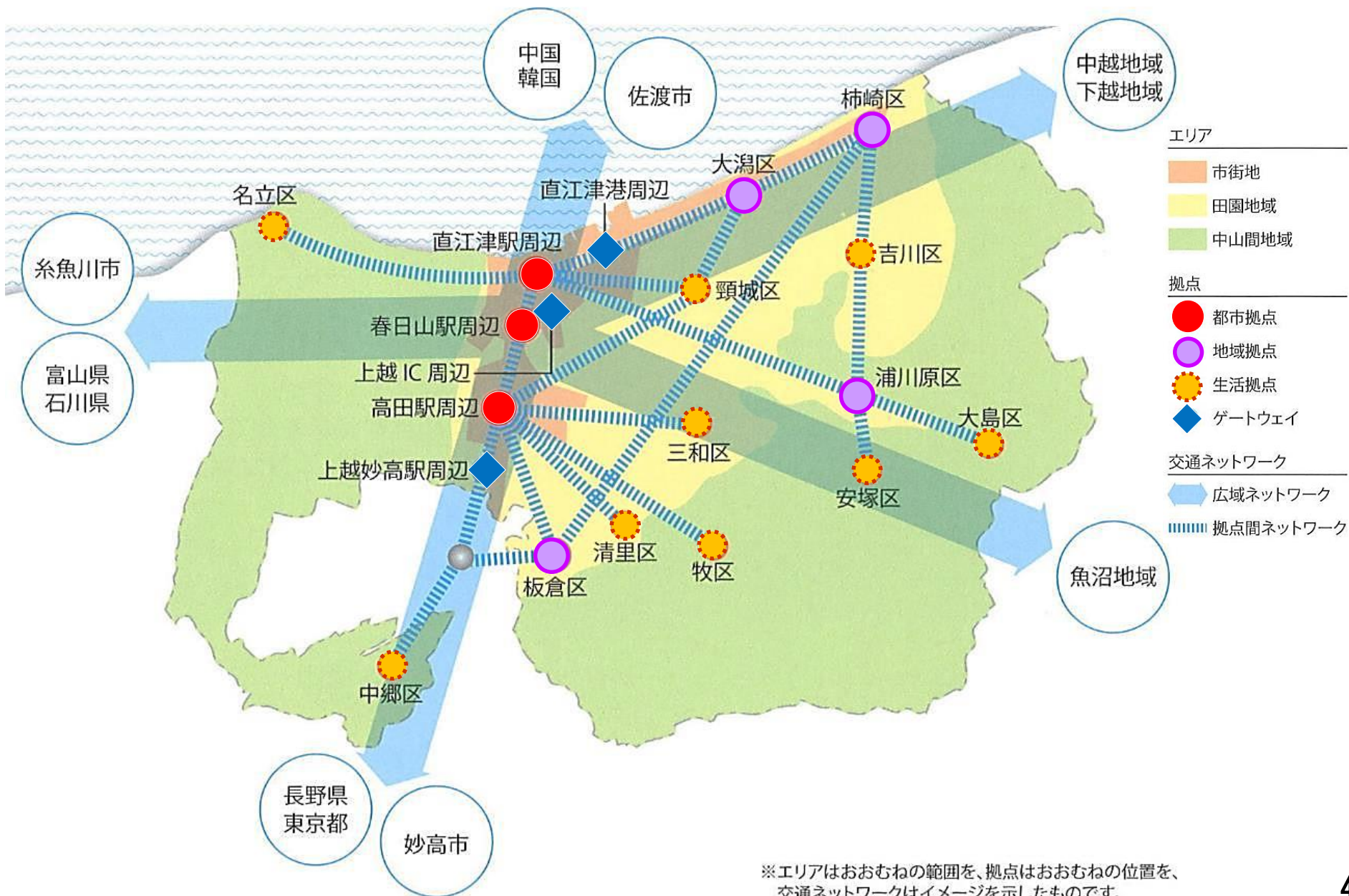
人 口 : 196,987人
(平成27年国勢調査)

面 積 : 973平方キロメートル

歴 史 : 昭和46年4月、上越地方の経済の
中心で文教都市として発展した古く
からの城下町・高田市と直江津港
後背の臨海工業都市として発展した
直江津市が対等合併して誕生。
平成17年1月1日に、
近隣13町村と合併し
新生上越市がスタート。



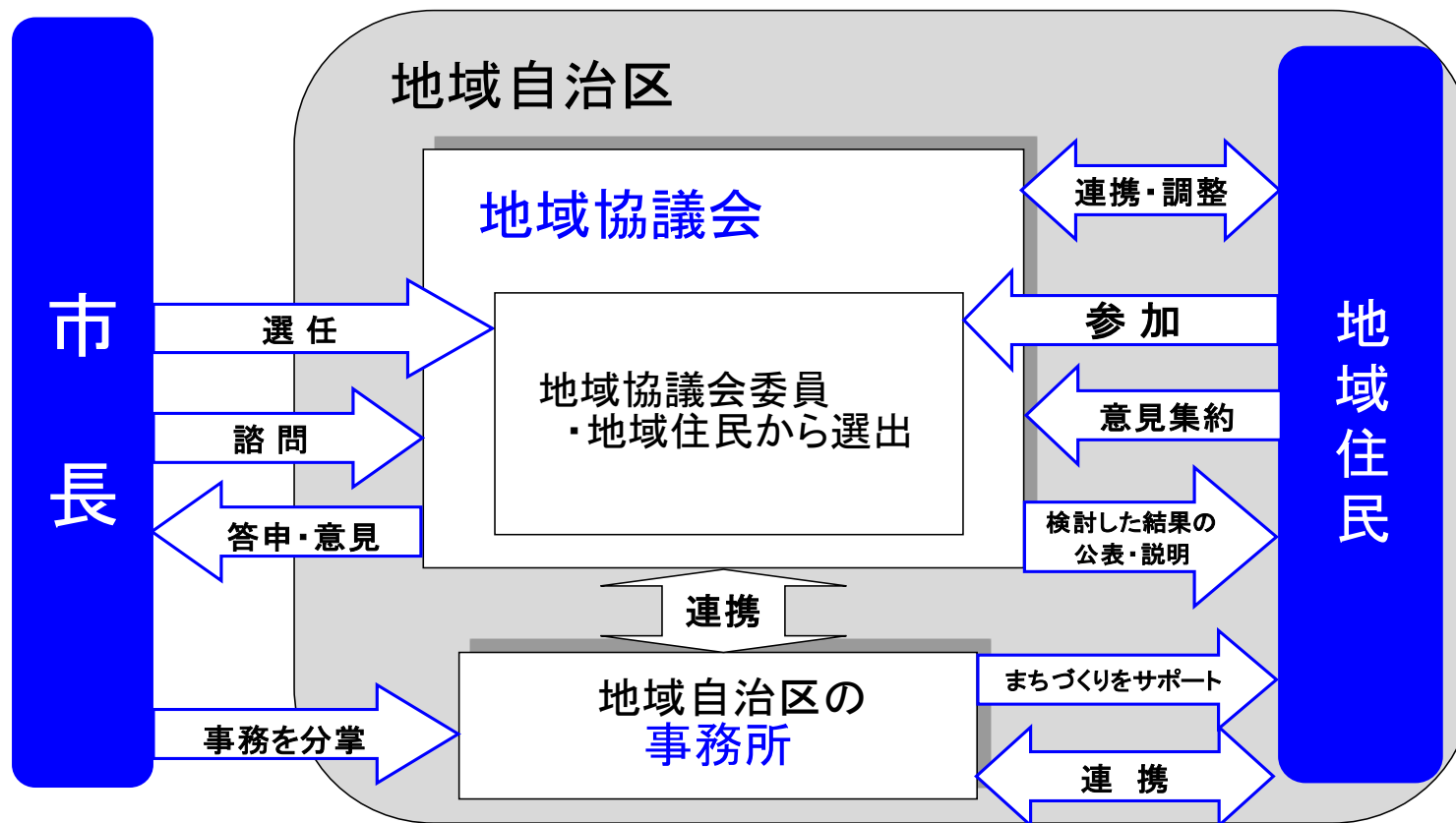




地域自治区のイメージ

■「地域自治区」とは、

- ・市内をいくつかの区域に分けて、それぞれの区域に
- ・地域の意見の取りまとめを行う「地域協議会」と、
- ・区域内の市の事務を行う「事務所」を置くという地方自治法に基づく制度。



上越市の地域自治区制度の特徴

- 市の全域に地域自治区を設置
- 活発な地域協議会の活動
- 地域協議会委員を「公募公選制」で選任
- 地域活動支援事業を実施

1 地域自治区制度の導入経緯

「合併の特例」から「一般制度」へ

- 平成17年1月
 - ・ 市町村合併に伴い、13の旧町村の区域に合併の特例として「地域自治区」を設置
(各区に「地域協議会」と「総合事務所」を置く)
 - ~~・ 13区の設置期間は5年(H17.1.1~H21.12.31)~~
 - ・ 13区の地域協議会委員を選任(任期:H17.2~H20.4)
- 平成19年4月～
 - ・ 合併前上越市への地域自治区設置に向けた取組を開始
- 平成20年4月
 - ・ 13区を地方自治法に基づく制度へ移行
 - ・ 13区の地域協議会委員を改選(任期:H20.4~H24.4)
 - ・ 上越市自治基本条例を施行
- 平成21年3月
 - ・ 合併前上越市への地域自治区設置が決定
(3月議会で設置条例の改正案を議決)
- 平成21年10月
 - ・ 合併前上越市の区域に15の地域自治区を設置
 - ・ 合併前上越市の地域協議会委員を選任(任期:H21.10~H24.4)
 - ・ 「まちづくりセンター」を3か所設置
- 平成24年4月
 - ・ 全28区の地域協議会委員を改選 ※以後、4年毎に改選

地域自治区の設置目的

■自主自立のまちづくりの推進

- ・ 自分たちのまちを自分たちの活動で良くしていく。

活動の活発化

担い手の連携

参加意欲の向上

自らつくり育てたまち

■市政に地域の声を届ける

- ・ 地域の課題を議論し、地域の意見を市政に反映させる。

情報共有

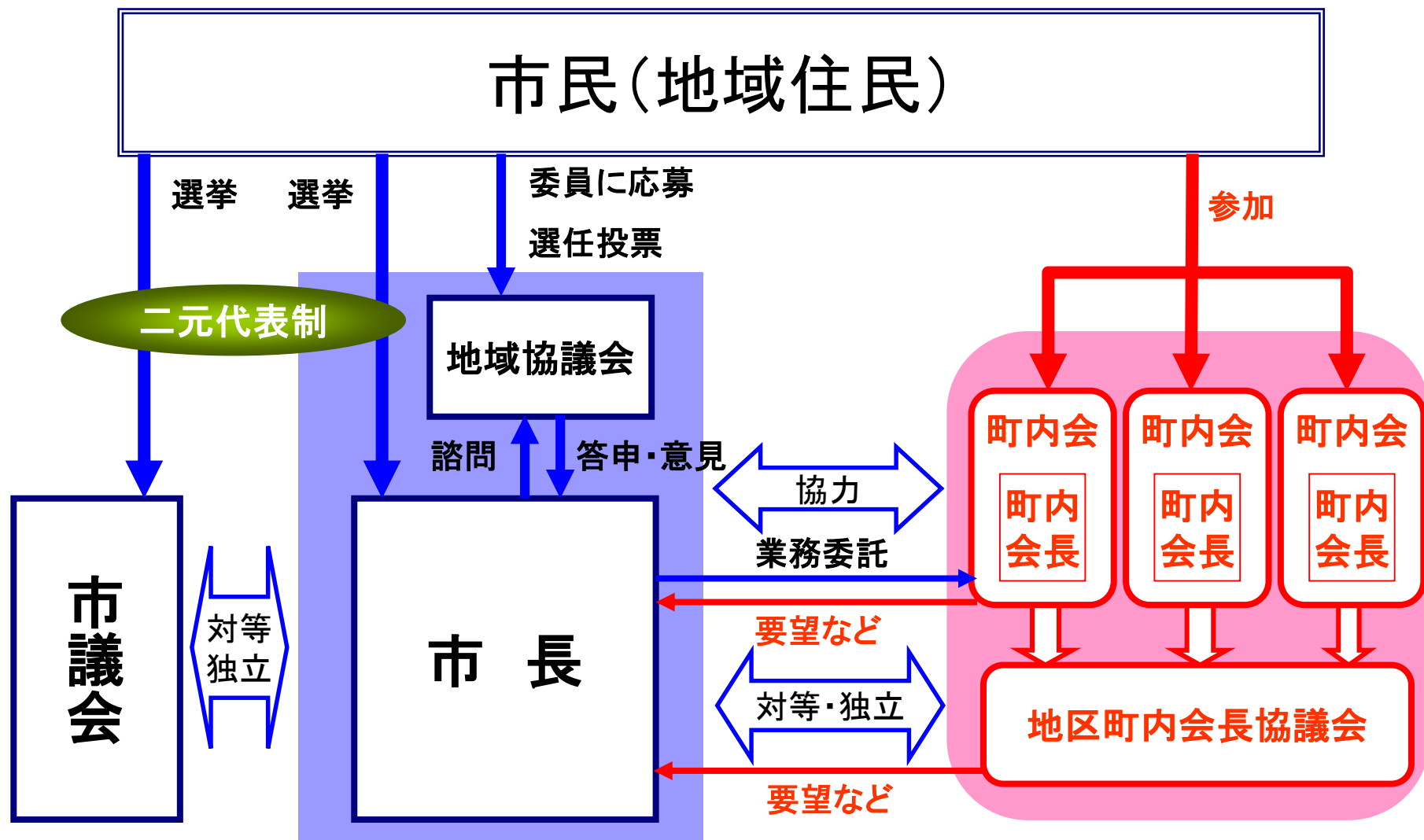
地域の意思決定への参加

市政への関心

自らの思いが反映したまち

地域に愛着と誇りを持って暮らしていくことができるまちをつくっていく

地域協議会と市議会・地区町内会長協議会との関係(イメージ図)



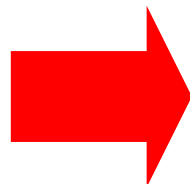
2 地域自治区の制度設計



【写真】新道区地域協議会の会議の様子

(1)地域自治区の区域

■13の地域自治区
(平成17年1月～)



■28の地域自治区
(平成21年10月～)



上越市の地域自治区の特徴

■合併と同時に13の旧町村の区域に設置(平成17年1月)

【背景】

○合併に伴い編入町村の首長・議員は失職

⇒ 地域住民の不安の解消 + 新しい自治の仕組み



■旧上越市の区域に設置(平成21年10月)

【背景】

○住民自治の充実、自主自立のまちづくりの推進

⇒ 13区の活動状況 + 自治基本条例 等

■ 1市2制度的な運用

○13区(旧町村)と15区(旧上越市)で同じもの

⇒ 地域協議会の権限(諮問事項)、委員の選任方法 等

○13区(旧町村)と15区(旧上越市)で違うもの

	13区(旧町村)	15区(旧上越市)
設置の背景	地域住民の不安の解消	住民自治の充実
区域の考え方	旧町村の区域	昭和の大合併前の区域
事務所の体制	総合支所＋地域協議会の事務局(正職員数:各事務所平均25人)	地域協議会の事務局(正職員数:各まちづくりセンター3人)
事務所の所管区域	1区1事務所	1事務所が4～6の区域を所管

(2) 地域協議会の役割

■地域協議会の権限(地方自治法第202条の7)

- 次の①から④について審議し、意見を述べること。
 - ① 地域自治区の事務所が所掌する事務に関する事項
 - ② ①のほか、市町村が処理する地域自治区の区域に係る事務に関する事項
 - ③ 市町村の事務処理に当たっての地域自治区の区域内に住所を有する者との連携の強化に関する事項
 - ④ 市町村長は、条例で定める市町村の施策に関する重要事項であって地域自治区の区域に係るもの



■地域協議会に期待される役割

①地域の代表性

- ・多様な地域住民の合意形成の場の確保

②地域の合意に基づく民意の反映

- ・主体的に地域課題の解決策を協議し、合意形成を図った上で行政に意見を具申

③主体的な企画・立案

- ・政策形成の過程に参画することにより、住民の主体性を促進

④行政と住民の「協働の要」

- ・合意の下に自ら決定したものを、役割分担をしながら行う協議の場

■上越市地域自治区の設置に関する条例(抄)

第7条 地域協議会は、次に掲げる事項のうち、市長その他の市の機関により諮問されたもの又は必要と認めるものについて、審議し、市長その他の市の機関に意見を述べることができる。

- (1) 地域自治区の事務所が所掌する事務に関する事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、市が処理する地域自治区の区域に係る事務に関する事項
- (3) 市の事務処理に当たっての地域自治区の区域内に住所を有する者との連携の強化に関する事項

2 市長は、上越地域合併協議会が作成した新市建設計画を変更しようとする場合及び市の施策に関する重要事項のうち次に掲げる事項を決定し、又は変更しようとする場合においては、あらかじめ、地域協議会の意見を聴かなければならない。

- (1) 地域自治区の区域内の重要な公の施設の設置及び廃止に関する事項
- (2) 地域自治区の区域内の重要な公の施設の管理の在り方に関する事項
- (3) 市が策定する基本構想等のうち、地域自治区の区域に係る重要事項

上越市の地域協議会の概要

■制度上の位置付け

- 市長の附属機関

■話し合う内容

- 地域協議会が自主的に選んだテーマ（自主的審議事項）
 - ・身近な暮らしの課題から、地域特性をいかしたまちづくりのあり方まで
- 市長から意見を求められた案件（諮問事項）
 - ・区内の公共施設の設置や管理・運営など

■話合いの成果

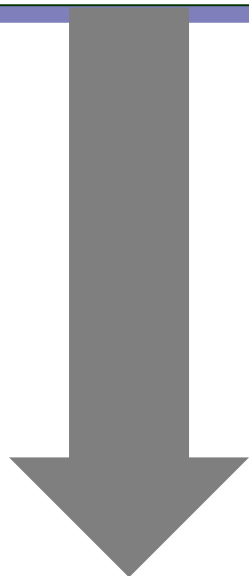
- 地域で活動する団体等との連携・協力により、地域の中で取り組む
- 意見書を市長に提出
 - ⇒ 市長の判断により市政運営の中で実現
- 「地域を元気にするために必要な提案事業」
 - ⇒ 提案された事業を市が予算計上
- 諮問に対する答申
 - ⇒ 地域協議会の思いがあれば附帯意見として提出

※ 必要があると認められる場合には適切な措置を講じなければならない。

市の政策・施策の決定プロセス

【従前の手順】

行政内部の意思決定



議会に提案(計画、条例)

【現在の手順】

行政内部の意思決定



地域協議会への諮問・答申



パブリックコメントの実施



議会に提案(計画、条例)

(3) 地域協議会委員の構成員等

■地域協議会の委員の選任方法

○公募公選制に基づき市長が選任(任期4年)

・区の住民からの公募(定数各区12~20名の全部を公募)

⇒定数よりも多かった場合は、選挙結果を尊重し選任

少なかった場合は市長が選任

○委員は無報酬(交通費相当額1,200円は支給)、市の非常勤特別職

■「公募公選制」は・・・

○まずは意欲のある人に手を挙げていただき、地域の皆さんから選んでいただく方法

・地域の意見ととらえるため、一定の代表性を担保する仕組み

・委員の選任を実質的に地域に委ねるというもの

《これまでの公募の状況》

平成17年1月(13区):189人/192人(充足率98.4%)

平成20年3月(13区):145人/192人(充足率75.5%)

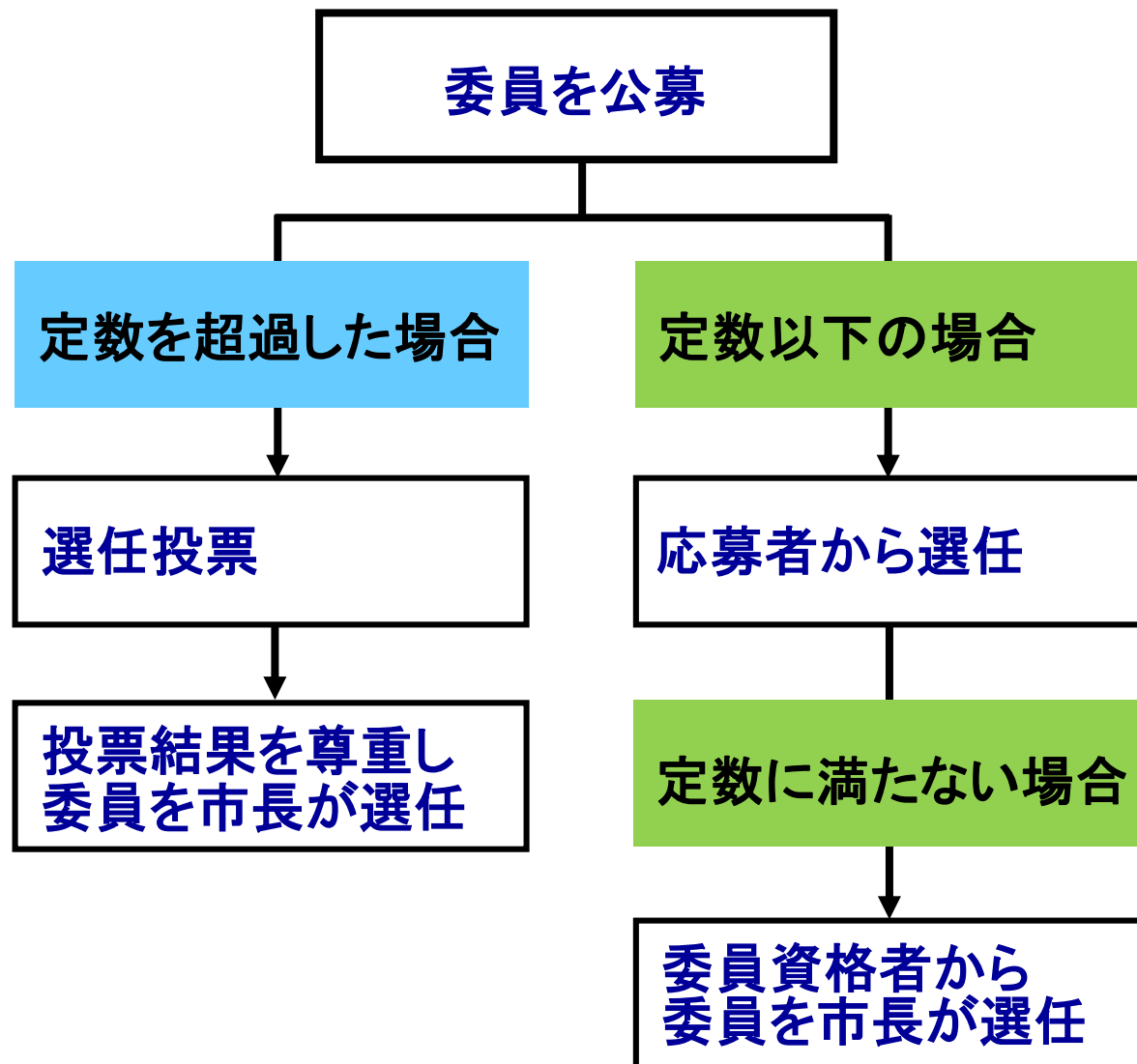
平成21年9月(15区):128人/224人(充足率57.1%)

平成24年3月(28区):305人/416人(充足率73.3%)

平成28年3月(28区):319人/390人(充足率81.8%)

令和 2年3月(28区):321人/382人(充足率84.0%)

地域協議会委員選任の流れ



(4) 地域協議会の活動状況

地域協議会の様子

■開催方法・頻度

○会長が招集(会長が必要と認める場合や地域協議会が定める数以上の委員から請求があった場合)

⇒ 概ね毎月1回開催されており、日中又は夕方に開催



28区地域協議会の開催状況

(H17.2.26-R2.3.31)

年度	開催回数	市からの 諮問数	協議会から の答申数	附帯意見 の件数	自主的審議 事項の件数	市に提出した 意見書件数
平成16年度	26	89	30	1	4	1
平成17年度	137	197	255	20	47	19
平成18年度	142	187	183	39	39	20
平成19年度	154	82	87	8	23	14
平成20年度	153	78	78	11	31	12
平成21年度	209	43	43	5	45	16
平成22年度	296	145	143	7	9	13
平成23年度	275	57	59	5	22	18
平成24年度	315	104	104	16	21	11
平成25年度	281	59	58	7	21	13
平成26年度	297	187	184	5	10	5
平成27年度	289	60	64	4	7	6
平成28年度	295	21	21	4	10	1
平成29年度	280	9	9	3	22	10
平成30年度	275	9	9	1	7	3
令和元年度	259	20	18	4	1	4
合 計	3,683	1,347	1,345	140	319	166

13区地域協議会の開催状況 (H17.2.26-R2.3.31)

地域協議会	開催回数	市からの 諮問数	協議会から の答申数	附帯意見 の件数	自主的審議 事項の件数	市に提出した 意見書件数
安塚区	175	107	107	2	11	9
浦川原区	171	69	69	5	31	18
大島区	157	102	102	5	19	13
牧 区	160	95	95	12	15	8
柿崎区	196	80	80	16	26	14
大潟区	196	61	61	11	20	15
頸城区	175	86	86	7	8	2
吉川区	173	76	76	7	18	7
中郷区	190	65	65	4	28	18
板倉区	166	122	122	7	23	9
清里区	164	59	59	9	21	7
三和区	142	73	72	8	11	6
名立区	189	69	69	7	14	8
合 計	2,254	1,064	1,063	100	245	134

合併前上越市15区地域協議会の開催状況

(H21.10.1-R2.3.31)

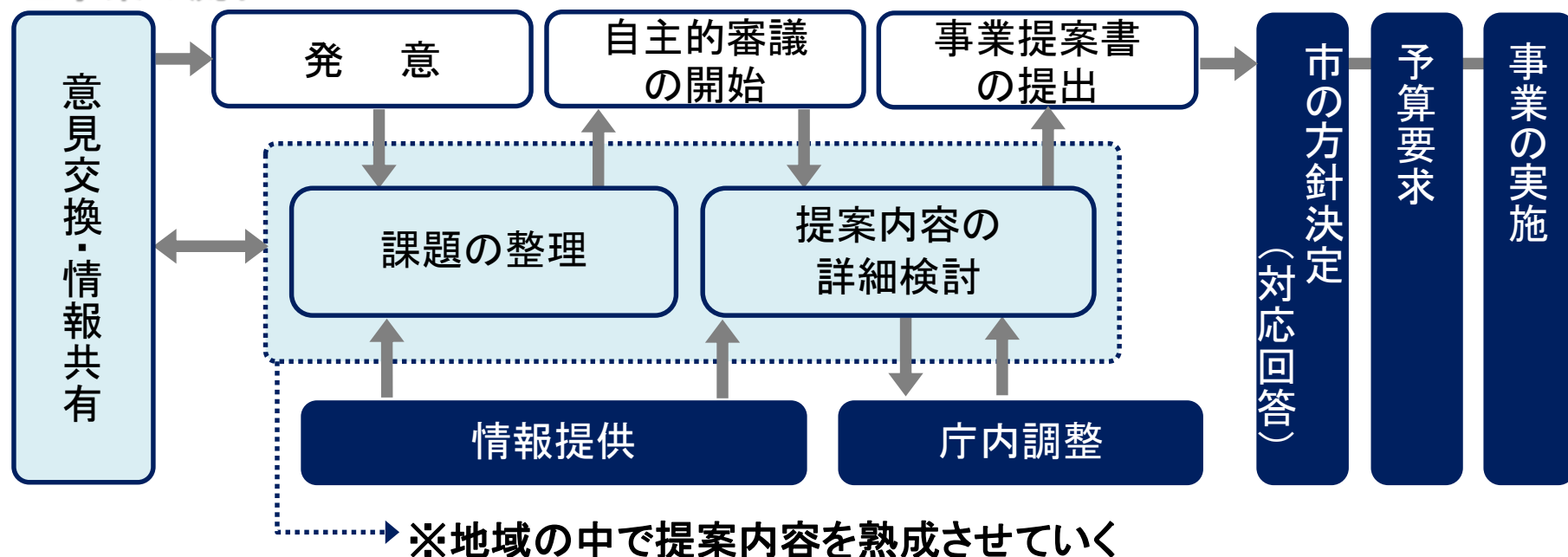
地域協議会	開催回数	市からの 諮問数	協議会から の答申数	附帯意見 の件数	自主的審議 事項の件数	市に提出した 意見書件数
高田区	143	58	57	17	18	12
新道区	101	15	15	0	5	1
金谷区	115	27	27	7	11	7
春日区	119	21	21	2	5	2
諏訪区	82	6	6	3	2	0
津有区	91	12	12	0	1	0
三郷区	79	5	5	0	3	0
和田区	78	13	13	0	5	1
高土区	98	6	6	3	6	3
直江津区	153	52	52	5	6	2
有田区	76	27	27	1	2	1
八千浦区	73	10	10	0	3	0
保倉区	74	10	10	2	2	1
北諏訪区	72	10	10	0	3	1
谷浜・桑取区	75	11	11	0	2	1
合 計	1,429	283	282	40	74	32

地域を元気にするために必要な提案事業

■趣旨

地域自治区内の様々な地域活動の担い手が継続的に意見交換を行うことを通じて、地域の課題を整理・共有していく機会を確保し、地域協議会が自ら必要と認めるものを審議することができる「自主的審議」の取組をさらに進めるための環境を整える。（平成23年度末に制度化）

■事業の流れ



【凡例】

 : 地域協議会＋市

 : 地域協議会

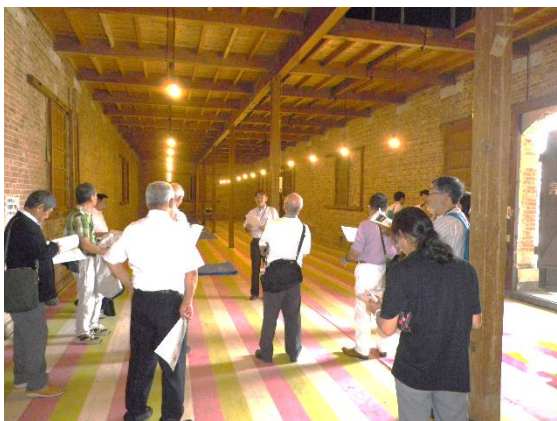
 : 市

■実績

頸城区地域協議会から2件提案あり（平成26年度、平成30年度）

より充実した審議を行うための取組事例

○現場の状況を踏まえた審議を行うための現地視察



(直江津区)



(大島区)

○運営上の課題を共有化するため、地域協議会の会長会議を開催



○地域に出向いて開催する 出前地域協議会



(浦川原区)

○地域の活動団体との 意見交換



(新道区)

「地域協議会だより」の発行

○地域協議会の活動内容を地域住民に伝えるため、委員が中心となり「地域協議会だより」を作成し、区の全世帯に配布(年4回程度発行)

高土区地域協議会だより

【第23号】

平成28年7月発行
発行：高土区地域協議会

★平成28年度地域活動支援事業★ 採択事業が決定しました!!

私たちの地域をもっと住みやすく、もっと元気にするために、地域の皆さんが行う『まちづくり活動』を募集したところ、高土区では16件、総額591万2千円の提案をいただきました。高土区地域協議会では、提案者へのヒアリングを実施させていただいた後、全委員が採点をし、その結果を基に採択事業を決定しました。

審査の結果、提案のあった16件のうち15件、総額490万円の事業を採択しました。高土区では、子どもから高齢者までが参加できるイベントや、安全安心な生活を送るための取組など、地域活動支援事業を活用して沢山の事業が実施されます。地域協議会だよりをとおして、地域の皆さんからのご協力、ご参加をよろしくお願いいたします!!

採択事業は裏面をご覧ください

ヒアリングの様子



提案団体の皆様ご協力ありがとうございました。

次回会議のご案内

- 日時：7月21日(木)
午後6時30分～
- 会場：高土地区公民館

ぜひ傍聴へお越しください

お問い合わせ

- 中部まちづくりセンター
(上越市本町1-1-3 上越市役所 第2庁舎 1階)
- TEL: 526-5111 (内線: 1449・1547)
- FAX: 526-6183
- メール: chubu-machi@city.joetsu.lg.jp

有田区地域協議会だより

平成28年7月1日発行(第23号) 発行：有田区地域協議会 編集：北部まちづくりセンター

3期目の地域協議会がスタート



初会合の様子(5月23日)

4月に地域協議会の委員改選が行われ、3期目の地域協議会委員16名が新たに選任されました。5月23日(月)にカルチャーセンターで新委員による初の地域協議会を開催し、会長・副会長の選任や、今後の地域協議会の運営方針などについて話し合いました。

協議の結果、会長には熊木敏夫さんが、副会長には秋山千恵子さんと青木ユキ子さんがそれぞれ選任されました。今後は、市長等からの諮問事項や、地域の皆さんから提案いただく自主的審議事項の協議、地域活動支援事業の審査・採択などを行っていきます。

ご挨拶 有田区地域協議会 会長 熊木 敏夫(安江1)

地域協議会も3期目に入りました。引き続き会長の任を仰せつかりましたので宜しくお願いたします。

さて、有田区は人口が継続的に増加しており、それにともなって新しい住民との共生を図るための交流を促進する各組織の点検と再編の提言や、事業提案ができればと思います。近年、地震や豪雨水害が多発している日本ですので、当地域も災害に備えた準備を怠ることなく、ハード・ソフト両面を近隣の区と連携して進める事が大事であり、当協議会の役割と考えておりますので、ご理解とご協力をお願いします。

北部まちづくりセンター 上越市中央1-16-1 上越市レインボーセンター内
TEL: 531-1337 FAX: 531-1338 メール: hokubu-machi@city.joetsu.lg.jp

柿崎区

地域協議会だより

【第21号】

発行日 平成28年1月15日
発行 柿崎区地域協議会
編集 柿崎区地域協議会だより編集委員会
事務局 柿崎区総合事務所
総務・地域振興グループ

地域活動フォーラムが開催されました

黒川・黒岩ふれあい事業について 16ピースが発表しました



12月13日(日)に、リージョンプラザ上越において、地域活動フォーラムが開催されました。地域活動フォーラムでは、首都大学東京大学院の茨影寛教授による基調講演の他に、地域活動支援事業の事例発表が行われ、28の地域自治区の中から、柿崎区の16ピースが発表者として選ばれました。



16ピースは、平成24年度から、地域活動支援事業を活用して「黒川・黒岩ふれあい事業」を行っています。事業を始めた経緯や、これまでの活動の成果や今後の見通しなどを発表しました。

代表の加藤哲也さんは、今後の活動について、「地域の素晴らしいものの発掘、人・水・米を中心に歴史や風土など、この地域の本当の良さを自分自身で見つけていきたい」と話されました。ますますの16ピースの活躍に期待しています!

地域協議会の一層の活性化に向けた見直し

～地域協議会全額運営条例が一部改正されました～
次期地域協議会委員を募集します (平成28年3月予定)

平成25年から2か年にわたり上越市地域協議会検証会議が開催され、地域協議会の活性化に向けた検証が行われました。この検証結果に基づき、この度改正された条例では、一部非常勤公務員の委員資格が容認されたほか、委員定数を全区統一の人口に基づく定数基準とすることとされ、柿崎区においては、18人の定数が16人に変更となりました。

変更後の定数については、平成28年4月の改選時から適用となります。地域協議会の主な役割や委員についての詳細は、別紙折込チラシをご覧ください。柿崎区のためにできることを一緒に考えましょう!



(5)地域自治区の事務所

■13区:各区に「総合事務所」を設置(旧町村役場)

- 所管する区域内の行政サービスに関する事務
- 地域協議会に関する事務(1事務所1区を所管)



■合併前上越市の地域自治区(15区)

:「まちづくりセンター」3か所を設置(既存の公共施設内)

- 地域協議会に関する事務(1事務所4～6区を所管)
- 地域振興に関する事務
 - 地域コミュニティの活動支援、各種団体間のコーディネート 等
- その他の行政サービスは各課が担当

事務所の組織上の位置付け

自治・市民環境部

自治・地域振興課-----自治推進係 地域振興係 中山間地域振興・移住促進係

- *南部まちづくりセンター ---まちづくり係
- *中部まちづくりセンター ---まちづくり係
- *北部まちづくりセンター ---まちづくり係

*安塚区総合事務所-----総務・地域振興G（総務班 地域振興班 産業建設業務窓口班）
市民生活・福祉G（税・市民生活班 福祉班）

*浦川原区総合事務所-----総務・地域振興G（総務班 地域振興班） 産業G（農政班 産業観光班）
建設G（整備班 管理班） 市民生活・福祉G（市民生活班 税務班 福祉班）

*大島区総合事務所-----総務・地域振興G（総務班 地域振興班 産業建設業務窓口班）
市民生活・福祉G（税・市民生活班 福祉班）

*牧区総合事務所-----総務・地域振興G（総務班 地域振興班 産業建設業務窓口班）
市民生活・福祉G（税・市民生活班 福祉班）

*柿崎区総合事務所-----総務・地域振興G（総務班 地域振興班） 産業G（農政班 産業観光班）
建設G（整備班 管理班） 市民生活・福祉G（市民生活班 税務班 福祉班）

*大湊区総合事務所-----総務・地域振興G（総務班 地域振興班 産業建設業務窓口班）
市民生活・福祉G（税・市民生活班 福祉班）

*頸城区総合事務所-----総務・地域振興G（総務班 地域振興班 産業建設業務窓口班）
市民生活・福祉G（税・市民生活班 福祉班）

*吉川区総合事務所-----総務・地域振興G（総務班 地域振興班 産業建設業務窓口班）
市民生活・福祉G（税・市民生活班 福祉班）

*中郷区総合事務所-----総務・地域振興G（総務班 地域振興班 産業建設業務窓口班）
市民生活・福祉G（税・市民生活班 福祉班）

*板倉区総合事務所-----総務・地域振興G（総務班 地域振興班） 産業G（農政班 産業観光班）
建設G（整備班 管理班） 市民生活・福祉G（市民生活班 税務班 福祉班）

*清里区総合事務所-----総務・地域振興G（総務班 地域振興班 産業建設業務窓口班）
市民生活・福祉G（税・市民生活班 福祉班）

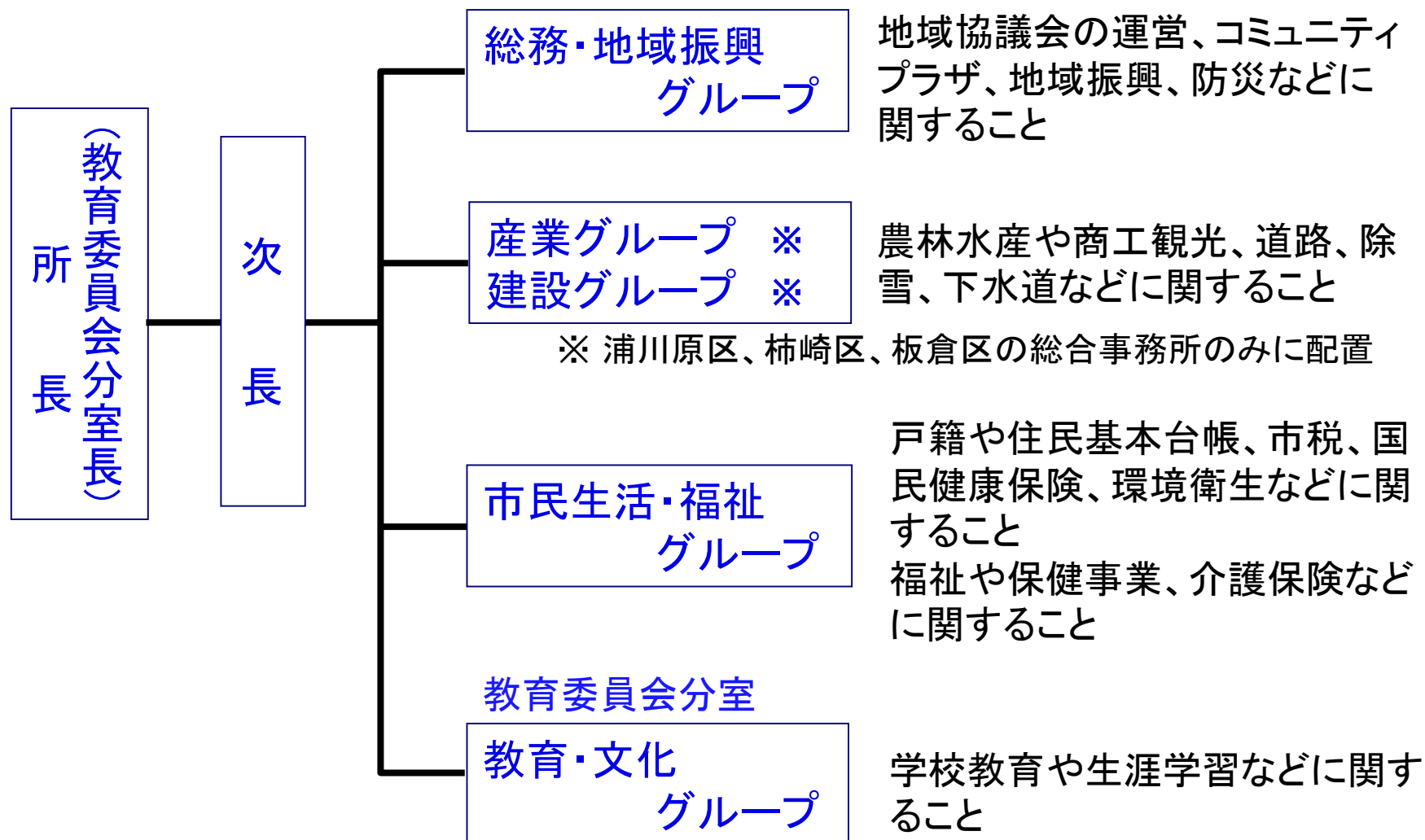
*三和区総合事務所-----総務・地域振興G（総務班 地域振興班 産業建設業務窓口班）
市民生活・福祉G（税・市民生活班 福祉班）

*名立区総合事務所-----総務・地域振興G（総務班 地域振興班 産業建設業務窓口班）
市民生活・福祉G（税・市民生活班 福祉班）

（地域自治区の事務所）

13区の総合事務所の体制

(主な業務)



合併前上越市の地域自治区の事務所

■事務所の所管区域及び位置

○一つの事務所が4から6の地域自治区を所管

○既存の公共施設を活用して3か所設置

事務所を置く施設	名称	所管する地域自治区の区域
レインボーセンター	北部まちづくりセンター	直江津区、有田区、北諏訪区、保倉区、八千浦区、谷浜・桑取区
市民プラザ	中部まちづくりセンター	新道区、春日区、津有区、高士区、諏訪区
福祉交流プラザ	南部まちづくりセンター	高田区、金谷区、三郷区、和田区

■事務所の人員配置

○各センターにセンター長を配置

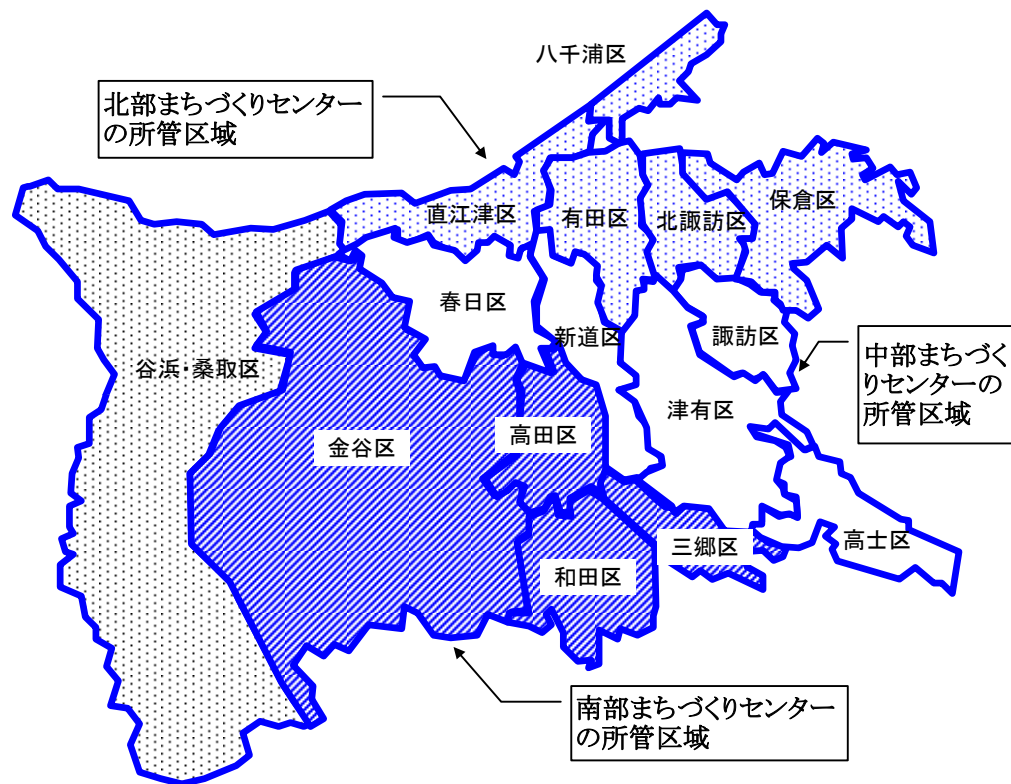
（センター長は副課長級職員）

○各センターには、地域自治区の事務を担当する職員を2名配置

（ほかに会計年度任用職員1名）

○これらの職員は事務所が所管する地域自治区を担当し、必要に応じて各区に出向く。

《事務所の所管区域イメージ》



地域協議会の運営に係る予算

■令和2年度当初予算

○ 14,296千円

・地域協議会の開催 9,037千円

諮問事項及び自主的審議事項について、審議を行うための会議を開催する。

・地域協議会委員研修の実施 2,159千円

地域の課題を議論する上で必要性が高いと考えられる市の施策の基礎的な事柄について、委員の共通認識を深めるための現地視察や研修会を実施する。

・地域協議会だよりの発行 3,100千円

地域協議会の活動状況などを地域住民に周知するため、地域協議会だよりを発行する。

(6)地域活動支援事業

■事業の目的

○**地域の課題解決や活力向上**に向け、総額1億8千万円の地域活動資金を28の地域自治区に配分し、住民の**自発的・主体的な地域活動を推進**する。(平成22年度から実施)

■地域活動資金の配分

○各地域自治区に対し、地域課題の解決のための**基礎的財源として450万円を配分**するとともに、地域の活力向上に向け、**区の人口割合に応じた額を配分**する。

《令和2年度 各地域自治区の配分額一覧》

(単位:円)

地域自治区名	均等割額①	人口割額②	R2 配分額 (①+②)	地域自治区名	均等割額①	人口割額②	R2 配分額 (①+②)
高田区	4,500,000	7,900,000	12,400,000	安塚区	4,500,000	600,000	5,100,000
新道区	4,500,000	2,600,000	7,100,000	浦川原区	4,500,000	900,000	5,400,000
金谷区	4,500,000	4,000,000	8,500,000	大島区	4,500,000	400,000	4,900,000
春日区	4,500,000	6,000,000	10,500,000	牧区	4,500,000	500,000	5,000,000
諏訪区	4,500,000	300,000	4,800,000	柿崎区	4,500,000	2,700,000	7,200,000
津有区	4,500,000	1,400,000	5,900,000	大潟区	4,500,000	2,600,000	7,100,000
三郷区	4,500,000	400,000	4,900,000	頸城区	4,500,000	2,700,000	7,200,000
和田区	4,500,000	1,700,000	6,200,000	吉川区	4,500,000	1,100,000	5,600,000
高士区	4,500,000	400,000	4,900,000	中郷区	4,500,000	1,000,000	5,500,000
直江津区	4,500,000	5,200,000	9,700,000	板倉区	4,500,000	1,900,000	6,400,000
有田区	4,500,000	4,300,000	8,800,000	清里区	4,500,000	700,000	5,200,000
八千浦区	4,500,000	1,100,000	5,600,000	三和区	4,500,000	1,500,000	6,000,000
保倉区	4,500,000	600,000	5,100,000	名立区	4,500,000	700,000	5,200,000
北諏訪区	4,500,000	400,000	4,900,000	計	126,000,000	54,000,000	180,000,000
谷浜・桑取区	4,500,000	400,000	4,900,000				

■対象事業

- 「身近な地域における課題の解決を図り、またはそれぞれの地域の活力を向上するため、市民の発意により実施する事業」を対象とする。

■実施方法

○内容

団体等が、主体的に取り組む事業に対し、市が補助金を交付する。

※補助金額は地域自治区ごとの配分額の範囲内で、区ごとに定める。

○事業の提案者

5人以上で構成し、市内で活動する法人又は団体（政治や宗教活動を目的とする法人等を除く）

■地域協議会の関わり

○地域自治区ごとの採択方針の決定

地域の課題や地域の目指すべき姿を議論し、どのようなテーマの提案事業を実現すべきか、その方針を明らかにするもの。

○採択方針を基にした提案事業の審査・採択等の決定

市は地域協議会の決定を尊重し、補助金を交付する。

■事務所の権限の強化

- 本事業の事務を各区で完結するため、財務規則を改正し、「地域活動支援事業に係る支出にあっては、13区では総合事務所の所長が、合併前上越市の15区では自治・地域振興課長が専決する」こととした。

事業の流れ

地域の課題や地域の目指すべき姿を話し合い、それぞれの思いを28通りの「採択方針」として取りまとめ

「採択方針」と共通審査基準(①公益性、②必要性、③実現性、④参加性、⑤発展性)に基づき各地域協議会が審査

① 各区の採択方針を決定

② 事業の募集(市広報・HP・たより)

③ 事業提案書の受付

④ 地域協議会の審査

⑤ 採択事業の決定・公表

⑥ 補助金の交付決定・事業の実施

⑦ 実績報告

⑧ 実施結果の公表・
成果報告会の開催

補助事業の補助率、補助金の上限・下限の設定のほか、プレゼンテーションの実施の有無など審査方法を含め、各地域協議会に判断を委ねている

地域協議会の審査結果を踏まえ、市長が決定(事務所長が決裁)

令和元年度事業の提案・採択の状況

区 名	配分額 (単位:千円)	提 案		採 択		配分額 との差 (単位:千円)
		提案件数	補助 希望額 (単位:千円)	採択件数	採択額 (単位:千円)	
高田区	12,400	30	17,338	21	12,244	156
新道区	7,100	9	9,424	7	3,724	3,376
金谷区	8,500	17	10,314	16	8,500	0
春日区	10,300	25	14,889	25	10,300	0
諏訪区	4,800	9	5,459	9	4,800	0
津有区	5,800	6	4,433	6	4,433	1,367
三郷区	4,900	13	4,942	12	4,865	35
和田区	6,100	7	6,440	7	6,100	0
高士区	4,900	15	5,214	12	4,900	0
直江津区	9,700	20	9,236	19	8,864	836
有田区	8,800	11	10,094	10	8,800	0
八千浦区	5,600	11	5,600	11	5,600	0
保倉区	5,100	14	5,840	14	5,086	14
北諏訪区	4,900	11	4,900	11	4,900	0
谷浜・桑取区	4,900	16	4,997	14	4,323	577

区 名	配分額 (単位:千円)	提 案		採 択		配分額 との差 (単位:千円)
		提案件数	補助 希望額 (単位:千円)	採択件数	採択額 (単位:千円)	
安塚区	5,200	9	5,220	9	5,200	0
浦川原区	5,400	15	8,220	14	5,400	0
大島区	4,900	9	5,159	9	4,900	0
牧区	5,000	15	8,323	14	5,000	0
柿崎区	7,200	13	7,486	13	7,194	6
大潟区	7,200	9	7,322	9	7,200	0
頸城区	7,100	17	9,213	13	7,100	0
吉川区	5,700	10	5,484	10	5,340	360
中郷区	5,500	15	5,957	15	5,500	0
板倉区	6,400	15	7,453	14	6,400	0
清里区	5,300	8	6,110	8	5,297	3
三和区	6,100	14	5,795	13	5,440	660
名立区	5,200	17	6,585	16	5,122	78

【採択内容の内訳】

- ①健康・福祉の向上 28件
 - ②文化・スポーツの振興 82件
 - ③まちづくりの推進 90件
 - ④環境保全・景観形成 33件
 - ⑤地域の安全・安心 30件
 - ⑥子どもの健全育成 58件
 - ⑦観光振興 26件
 - ⑧地域活動拠点の整備 3件
 - ⑨その他 1件
- 計351件

	配分額 (単位:千円)	提 案		採 択		配分額との差 (単位:千円)
		提案件数	補助希望額 (単位:千円)	採択件数	採択額 (単位:千円)	
合計	180,000	380	207,447	351	172,532	7,468

事業の提案・採択の状況(H22～R1)

年度	提 案		採 択	
	件数	補助希望額 (千円)	件数	金額 (千円)
R1年度	380	207,447	351	172,532
H30年度	380	206,556	347	174,994
H29年度	382	205,492	359	176,892
H28年度	380	229,668	331	177,482
H27年度	388	233,094	344	173,732
H26年度	337	207,440	310	177,789
H25年度	358	213,546	327	178,449
H24年度	411	263,099	359	193,412
H23年度	349	229,897	311	185,910
H22年度	403	274,616	262	154,434



新たな郷土芸能を制作し、普及活動を実施



地域住民を対象とした文化祭の開催



芸術に触れ体験できるイベントを開催



高齢者の外出の機会の提供



文化の保存及び発信



移住促進拠点での地域の魅力体験



地域住民と中学生の環境整備活動



将来の地域防災の担い手育成



古民家を改修し、高齢者が集う座談会を実施

《問合せ先》 上越市自治・市民環境部 自治・地域振興課

〒943-8601 新潟県上越市木田1丁目1番3号

TEL 025-526-5111

FAX 025-526-6114

<https://www.city.joetsu.niigata.jp>

e-mail jichi-chiiki@city.joetsu.lg.jp



上越市PRマスコット「上越忠義隊けんけんず」